

悪質商法にご用心！

いつでも、どこでもあなたをねらっています

悪質な業者は、様々な手口や強引な勧誘などで消費者をだまそうと絶えず狙っています。特に最近、投資話の勧誘や高齢者等の健康不安につけ込んで商品等を販売するなどの「**悪質商法事犯**」が増加しております。一人では絶対契約しないで、家族や身近にいる人に相談しましょう。

☆高齢者☆をねらう☆悪質業者☆とはどんな業者？

○ 高齢者をねらう悪質業者！

悪質業者は、名簿屋や同業者から入手した個人情報をもとに、高齢者をねらっています。

悪質業者は、

高齢者をねらう理由を、「高齢者はだましやすから」「一度だますことができれば、何度でもだませるから」

などと語っています。

○ 暴力的な悪質業者！

悪質業者は、うそをつくだけではありません。

勝手に家にあがりこんで深夜まで居座ったり、大声で怒鳴ったり…

あの手この手で高齢者をねらっています。

☆悪質商法の主な手口☆

【点検商法】

無料点検や官公庁の依頼を装って家庭を訪問し、「シロアリ被害にあっている。」「配管から水漏れしている。」などと事実と異なることを告げて、必要のない修繕工事をするものです。



【かたり商法】

官公庁や大手メーカーの関係者を装って、「〇〇電力の者です。」などと商品を販売するものです。最近では、地上デジタル放送への切り替えに伴って、高額な商品の販売や工事などに関する相談が寄せられています。



【催眠商法(SF商法)】

高額な商品を販売する目的を隠して、日用品を無料で配るなどと宣伝して空き店舗に誘い出し、高額な布団や健康器具などを売りつけるものです。

【利殖商法】

投資などを装って

「元本保証」「高配当確実」「絶対儲かる」

「1年で出資額の倍の利益を得られる。」

などとウソを言って、多額の金銭をだまし取ったり、無登録で未公開株を販売しています。

たとえ、親しい人からの誘いであっても、

「絶対儲かる」などという甘い話は、特に注意が必要です。



★悪質商法の被害にあわないためのポイント★

～ キーワードは、「悪質業者は、う・そ・つ・き！」～

う

うまい話を信用しない！

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴…

そ

そうだんする！

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を

つ

つられて返事をしない！すぐに契約しない！

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するよう迫ってきます

き

きっぱり！ はっきり！ 断る！

あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！

★不安を感じた時、被害にあってしまったときの相談窓口★

- 警察本部、または警察署の生活安全係
0776-24-4194
(ツーホー で ヨイクラシ)
- 警察安全相談窓口
09110
- 福井県消費生活センター
0776-22-1102
又は市町の消費生活相談窓口
- 法テラス
一般ダイヤル **0570-078374**
- 法テラス福井
050-3383-5475

クーリング・オフをご存じですか。

訪問販売や電話勧誘販売などで商品等の購入契約をした後でも、これを解約することができる制度をクーリング・オフといいます。

クーリング・オフには期間の制限があり、契約書面を受け取った日はから8日以内(マルチ商法は20日以内)であれば、書面によって解約できます。

買ってから失敗したらと思ったら、期間内に手続きをしましょう。

クーリング・オフ(解約)したいときは

- 書面を発送する日が、契約書面を受け取った日から8日以内にあたるか確認します。
- 内容証明郵便か書留郵便で販売業者に「解約」を通知します
- 購入した商品を送り返すときには、発送の費用はすべて先方負担(料金受取人払い)で処理します。
- 現金で買った場合でも契約書類や領収書は、必ずとっておきましょう。
- クーリング・オフを行った場合、損害賠償金や違約金を払う必要はありません。また、代金を支払っても全部返してもらえます。

クーリング・オフができない場合

クーリング・オフもすべてに有効ではありません。次に掲げるようなものは解約ができませんので、注意が必要です。

- 3,000円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払った場合
- 通信販売で購入した場合
- 化粧品や合成洗剤などの消耗品を一部でも使った場合(ただし、消費者がそのことを知らされてない場合は問題ありません。)
- 乗用車を購入した場合

クーリング・オフ制度について

詳しく知りたい場合は 警察本部、または警察署の生活安全係

0776-24-4194 (ツーホー で ヨイクラシ)

- 福井県消費生活センター(0776-22-1102)又は市町の消費生活相談窓口